

「これからの文化財保護体系検討会議」（第2回）について

日 時：平成29年12月26日(火) 15:30～17:00

場 所：第一応接室

【会議の目的】

平成29年3月に歴史文化資源の活用に力点を置く「奈良県文化振興大綱」が策定され、平成33年度中には（仮称）奈良県国際芸術家村の開設が予定されている。

また、国においては文化財保護制度の見直しが進められるなど、県内外において、文化財を取り巻く環境が大きな変化を迎える中、本県におけるこれからの「文化財保護の体系」を確立していくため、有識者からの意見を聴取する。

【出席者（五十音順）】

青柳正規氏（奈良県文化政策顧問）、鈴木嘉吉氏（日本建築史研究者）

松本伸之氏（奈良国立博物館館長）

（奈良県）

荒井知事、一松副知事、村田地域振興部長、吉田教育長、菅谷樞原考古学研究所長及川知事公室審議官(文化政策担当)併教育次長、尾登知事公室審議官(国際芸術家村整備推進担当)兼地域振興部次長、文化資源活用課、文化財保存課(事務局)

【議 事】

(1) 本会議の公開について

(2) これからの文化財保護の体系素案（案）について（別紙）

【出席者からの主な意見について】

○素案(案)について

- ・素晴らしい案。日本で一番先端的な取り組みを明文化しつつある。
- ・県民の方々に理解してもらい、発信が非常に重要だと思う。
- ・メリット、デメリットをより素案に盛り込んでいき、全国初の発信としていきたい。
- ・奈良という地域性の部分を方策にきめ細かく盛り込んでいく必要があるのではないか。
- ・大きな寺社は独自でそれぞれ完結している。他方で、廃寺になる、ご本尊を守ることすら危ういところがある。多重的な寺社の状況、伝統文化の状況というのを踏まえ、方策の中で社寺に対するケアというのを考える必要があるように思う。
- ・ここで議論すべきは、地域に根ざした文化財、見捨てられた文化財、今まで見過ごされてきたものに目を向けるということ。
- ・現状では、指定文化財については、文化庁が先買いできる権利があるが、地元の有名なお寺や個人が手放したものを地元で保管できる受け皿をつくるのがいいのではないかと。文化財を地方へ。地方で受け皿をつくるということが博物館や美術館を整備することにもつながっていく。

- ・遺跡の整備についてはもう少し強調すべきでは、奈良県の特長としてそのあたりは頑張っていくのがよいのではないかと感じた。
- ・日本には鎮守の森や神社があり、精神的な文化財に触れさせるのはとてもいいと思う。政教分離があり、教育の制度に神社が入って来ない。そういうところをどうするか。

○知事部局移管について

- ・市町村との連携は知事部局へ移管した方が、良くなると思う。
- ・市町村との連携については奈良モデルというので県と市町村がタイアップしており、それを文化財においても活かせる。
- ・行政的な面で言えば、知事部局へ移管することについてはっきりと自治体としてメリット、デメリットを示す必要があるのではないかと思う。移管することにより予算の重点化や拡充が図れるのではないか。
- ・教育との連携については文化への理解を深化させ、ベッドタウンに住んでいるような方が、地域から離れないで地域に愛着を持ってもらえるようにしたい。

○データベースについて

- ・単なる保存修理のデータベースではなく、活用もハザードマップも盛り込んだ総合的なデータベースが完成すればとても画期的なこと。
- ・現物は劣化していくが、デジタル化を充実させていく。いい画像に、説明があれば相当な展示が出来る。
- ・一般の方の写真のレベルは飛躍的にあがっており、悉皆調査でも、投書箱のようなものをつくれれば、私の撮った写真だといって自然に集まってくる。

○財源について

- ・地方自治体もそれほどお金があるわけじゃない。だから、こういうものをつくって、県民の意識として文化財が大切なもので、将来の持続可能な社会のために必要なんだということを認識してもらいたい。

○その他（ハザードマップについて）

- ・観光客が増えれば、公開日が増えれば、それだけリスクが高まる。
- ・山の中にある住職や神主がいない寺社であれば、自然環境はいいが、盗難にありリスクが高まる。そういうハザードマップが出来れば、地域としての文化財をみんなが大切にしようということになる。

【今後の予定】

第3回 平成30年 2月ごろ 体系素案の作成

「これからの文化財保護の体系素案（案）」の概要

背景

○歴史文化資源活用に力点を置いた「奈良県文化振興大綱」の策定（平成29年3月）・実行、及び、平成33年度中に予定している（仮称）奈良県国際芸術家村の開設を踏まえ、「これからの文化財保護体系」検討の必要性から、平成29年10月に「これからの文化財保護体系検討会議」を設置し、有識者からの意見を聴取

I. 序章

○社会的背景

過疎化・少子高齢化の進行等、文化財を取り巻く社会環境の変化や後継者の減少

○文化財保護制度の見直し

H29. 5. 19 文部科学大臣から文化審議会に諮問
（文化財保護制度の在り方についての包括的な検討）

H29. 12. 8 第一次答申

- ・ 首長部局への移管 ・ 大綱策定
- ・ 「60日ルール」の見直し など

※ 文化財保護制度見直しへの奈良県の対応
（「Ⅳ. 文化財保護制度の見直しに向けての対応」参照）

- ・ 中間まとめに対する意見提出
- ・ 知事が「中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会」に委員として参画
- ・ 国に対する要望活動

○奈良県の状況

- ・ 国宝・重要文化財、史跡をはじめ多くの文化財が所在
- ・ 県文化財保存事務所で文化財建造物の保存修理を直営施工
- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正にあわせ、知事部局にスポーツ・教育・文化行政担当課を設置

○奈良県文化振興大綱

奈良県の「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として平成29年3月策定。歴史文化資源の活用に力点を置く。

○（仮称）奈良県国際芸術家村

平成32年度完成予定。県文化財保存事務所の移転などにより、文化財各分野の保存活用と人材育成の拠点化を図る。

II. 趣旨

○文化財保護の体系

より多くの人々が文化財の価値を理解し、守り、楽しむための新たな文化財保護体系の構築が必要。保存と活用を両輪とし、シームレスな考えや方策により文化財を保護していく。

○文化財保存について

文化財の本質的な価値の理解が必要。それによりどこまで修復できるかがわかる。

○文化財活用について

保存と同様に、本質的な価値の理解が必要。それにより観光だけでなく長期的な活用が考えられる。

○文化財保護の体系の視座

- ①保存と活用の一体性
- ②悉皆的な文化財の把握
- ③修復の透明化・標準化
- ④人材育成・地域づくり
- ⑤財源確保・持続性

これらの視座を持つ総合的な政策体系であるべき

○分野別の体系に対する視点

建造物、美術工芸品、民俗文化財、記念物等の文化財保護上の視点

「Ⅲ. 現状と課題」を踏まえて各項目について方策検討

IV. 対象期間 V. ロードマップ

○対象期間

- 平成29年度 体系素案の策定
- 平成30年度 体系の策定
- 平成31年度～33年度 体系の適用
- ⇒ 対象期間中の体系全般及び各方策についてロードマップを作成

VI. 方策

○文化財の保存と活用の一体性

文化財保護に関する事務を教育委員会から知事部局に移管（四つの要請に対応のうえ）

○文化財の把握の必要性

- ・ 地域が参加する文化財調査モデルの構築
- ・ 文化財コーディネーターが中心となって、総合的な調査を実施。併せて防犯対策や特別公開などの保存・活用事業も実施

○修復の透明化・標準化

保存修理データベースシステムの構築、過去の修理報告書等をデジタルアーカイブ化し、公開

○人材育成・地域づくり

- ・ 県文化財保存事務所を（仮称）奈良県国際芸術家村に移転。文化財建造物の修復に必要な技能について研修を行うなど、人材育成の拠点化
- ・ 地域による文化財の維持管理や保存活用を支援するコーディネーターの育成

○財源確保・持続性

持続的な文化財保護政策を行うための資金調達手法等の検討

VII. 評価指標

各項目についてアウトカム指標の設定を検討